（仮称）
遊佐町の水循環を保全するための条例骨子(案)　についての意見募集の結果

町民及び関係者の皆様からいただいたご意見と、町の考え方は以下のとおりです。貴重なご意見をありがとうございました。

１　意見募集期間　　平成２５年３月２９日から４月３０日まで
２　提出された意見の件数　　８件　１６項目
３　提出された意見の概要及び意見に対する町の考え方

意　見　の　概　要	町　の　考　え　方
【意見 1】 女鹿地区においての採石事業の歴史は古く、現在も協議を行いながら事業をおこなっている。水に関しての課題の発生は無く、山林の維持にも利用されており、将来にわたって当地域においての採石事業は必要と思われるので、条例の適用は必要がない。	水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業等を規制することとなる水源保護地域及び水源涵養保全地域の地域指定にあたっては、水循環保全審議会の意見を聴くほか、条例制定後に関係者を対象とした説明会を行い、意見を聴く予定です。
【意見 2】 公有地化は所有者が求めればすべて実行されるとすれば、町の財政が破綻すると思う。事業監理協議会の設置を優先し、災害が発生しないようにしてその事業を行うことが、産業の育成になると考える。	公有地化にあたっては、必要に応じて水循環保全審議会の意見を聴いて取得の可否を判断することを考えています。また、その財源については町議会に提案して審議いただき、適正に対処していきます。
【意見 3】 条例骨子案は、平成 22 年 3 月 11 日付けで企画課から出された「今後の方針（案)」で示された「町単独条例」計画に基づくものと考える。しかし、「概ね２年以内にその実現を目指す」とした３年前の町民との約束が反故になっている。今年９月の岩石採取認可更新には活かせないことを、きちんと町民に説明し謝罪すべきである。	平成 24 年 8 月に、山形県が新たな条例制定をめざすこととなったことから、その条例案全文が明らかになる平成 25 年 2 月の県議会定例会の開会を待って、町の条例骨子案をまとめる必要があると判断したことによるものです。

【意見 4】 公にされた骨子案は、検討会議で事前に承諾を得たものではない。検討会議を設置しておきながら、その存在を無視するような手法は禍根を残し、この骨子案の正統性にも疑問符が付く。検討会議を直ちに招集し、禍根を残さない対応をすべきである。	平成 25 年 1 月 21 日に開催した第 4 回遊佐町水循環保全条例（仮称）検討会議で、「今日の議論をもとに事務局で規制案を作成し、議会説明、パブリックコメントを行い、その後に第 5 回の会議を開催すること」を確認しています。
【意見 5】 井戸について、「動力を用い」とされているが、自噴井戸もあることから、動力によらない井戸を含めるべきである。	自噴井戸も規制の対象にすることを検討します。
【意見 6】 予防原則について、一般的用語ではないと思われ、かつ重要な言葉なので定義を掲げるべきである。	重要な用語と認識していますので、定義を設けることを検討します。
【意見 7】 予防原則とは本来町の責務であるから、「町の責務」に予防原則を明記すべきである。	町の責務において「基本理念にのっとり」としていることから、町が施策において予防原則を踏まえることは当然のことと考えています。条文作成にあたって参考にさせていただきます。
【意見 8】 水源保護地域等の地域指定にあたって、水循環保全審議会の意見を「聴かなければならない」とあるが、極めて重要な審議会の意見なので「斟酌しなければならない」とすべきである。	審議会の意見を聴いて、町長が判断するとの考え方です。
【意見 9】 規制対象事業の認定について、水循環保全審議会の意見を「聴いたうえで」とあるが、「斟酌したうえで」とすべきである。	意見 8 に同じです。

【意見 10】 水循環保全審議会について、公募委員の参画や会議の原則公開を取り入れるべきである。また、専門的な事項を審議するため研究者や大学教員などによる「技術検討部会」を設置すべきである。	現時点では、審議会委員に公募枠を設けることは想定していませんが、条文作成にあたって参考にさせていただきます。 審議会の会議は、遊佐町まちづくり基本条例（平成 19 年条例第 12 号）第 18 条に基づき、公開が原則と考えています。 専門家の意見を聴くことについて、ご提案いただいた部会の設置を含めて、条文作成にあたって参考とさせていただきます。
【意見 11】 昨年までの条例検討会議等では、被告適格を有することのないような条例制定を指向していたと考えられるが、骨子案は明らかな規制であり、指向が変化している。この変化した理由と、提訴されるリスクを甘受する意思を持ち得ているのか、条例検討会議等で説明すべきである。	意見 3 と同じです。 訴訟リスクがあることについては、第 4 回条例検討会議で説明しています。
【意見 12】 公共水という概念は、民法が改正されていない現状においては切なる願望である。この土地に生きる人々にとって、水は大昔から信じて疑うことのない公共財であった。使うことはできるが所有することはできないものが公共水である。	条文作成にあたって参考にさせていただきます。
【意見 13】 事業者の責務に「予防原則に基づく必要な措置を自ら講じ」とあるが、保全を図る施策は町が立案、措置費用は事業者負担と理解するのか。立場が変わると解釈が変わるので、後日問題発生しないように、曖昧にせず、もう少し具体的でわかりやすい表現が望ましい。	条文作成にあたって、事業者の責務についてわかりやすい表現を検討します。

【意見 14】 　水循環遺産の指定について、「連携・協働してその保全と活用を図る」とあるが、連携・協働の対象を明確にすべきである。	連携・協働の対象は事業者及び町民等のほか、国、県を含むすべての関係者と考えています。条文作成にあたって参考にさせていただきます。
【意見 15】 　条例を条例で終わらせないために、条例をサポートする町民の水環境を守る意識がためされる。	条例制定後の水循環保全計画の策定など、施策の具体的な実践が重要と考えています。意見 14 で記載したとおり、すべての関係者の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと考えています。
【意見 16】 　岩石採取跡地の森林への復元を望む。	条例制定後に策定する水循環保全計画に、土地の所有者または管理者による適切な管理について盛り込む予定です。また、開発跡地の森林再生や適切な管理等を担保する方策について検討していきます。条文作成にあたって参考にさせていただきます。
【その他】　4 件 ・しっかりした条例を作っていただきたい。 ・一日も早い条例制定を。 ・条例の施行に期待する。	平成 25 年 6 月の定例議会に条例案の議案提出をめざして取り組みを進めています。